

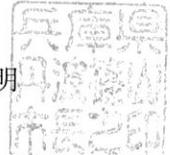


丹篠商第 119 号
令和 5 年 6 月 30 日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山市長 酒井 隆明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 措置を講じた部局

観光交流部（商工観光課）

2 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに丹波篠山市監査基準第 4 条第 2 項による監査）

3 監査の期間

令和 4 年 9 月 7 日～令和 5 年 1 月 26 日

4 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	商工観光課
対象事項	(指摘事項) 株式会社千葉ロッテマリーンズとの地域連携事業スポンサーシップ契約の締結について
指摘等内容	<p>全国初の取り組みとなる自治体とプロ野球球団によるスポンサーシップ契約は、本市出身の中森俊介選手が千葉ロッテマリーンズに入団したことを契機に、丹波篠山市と株式会社千葉ロッテマリーンズとの間で締結され、丹波篠山市名又は名産品等を訴求すること、すなわちPRすることを目的に販売促進及び広告宣伝活動のプロモーションを行うこととして、①マッチデー（冠協賛試合）の実施、②ロゴ等を市の名産品等のPR活動に利用できる内容となっている。</p> <p>丹波篠山市と市の特産品を首都圏において認知度を高めるシティプロモーションの取り組みとして、冠協賛試合「丹波篠山 黒豆ナイター」でPR動画の放映やデカンショ節の披露、物販ブースの設置により本市のPRを展開し、令和3年度と令和4年度の2年間で総額9,185,049円（協賛金は年額3,300,000円）の費用を支出しており一定のPR効果はあったと認めるが、その後の費用対効果がどれほどのものかはっきりとしていない。</p> <p>シティセールスの「新しいカタチ」としてプロ野球という媒体を活かした取り組みは斬新ではあるが、市民の中にはこの事業に対する懐疑的な見方があるのも事実で、中森選手の応援とシティプロモーションが混同し本契約の趣旨が不明瞭になっていると言わざるを得ない。今後中森選手の応援は今年度に発足した後援会に委ね、市のPRという本来の目的を達成するために過去2年の事業結果をしっかり検証し投資の効果を見極めて、次年度以降の契約や事業継続の判断をされたい。</p>
改善措置 通知日	令和5年6月30日 改善措置通知
改善措置内容	<p>当事業は、関東圏への丹波篠山市のPRを目的として、令和3年度から実施し、令和4年度についても2年連続で実施しました。</p> <p>きっかけは、中森選手の千葉ロッテマリーンズへの入団ですが、何も無いところから関東圏に丹波篠山市をPRすることは難しいため、良い契機となりました。</p> <p>球場の内外で、市全般、特産物についてのPRとふるさと納税のプロモーションを行い、千葉ロッテマリーンズファン及び周辺道路を行き交う人たちへの働きかけを行ってきました。アンケートでも丹波篠山市を今回初めて知った、という回答が多く、関東圏で知名度があまり高くない丹波篠山市の認知度向上にも一役担ってきたと考えています。</p> <p>令和5年度についても、引き続きプロモーションを行うべく、予算も議会の承認を得ており、8月1日に球場でのPRを行う予定です。</p> <p>ご指摘の中で、「中森選手の応援とシティプロモーションが混同し本契約の趣旨が不明瞭になっていると言わざるを得ない」とありますが、市としましては、当事業は、丹波篠山市のPRと明確にしており、「今後中森選手の応援は今年度に発足した後援会に委ね」とあるとおり、その方向で取り組んでいきます。</p>
改善措置 公表日	令和5年6月30日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	商工観光課
対象事項	(意見) 産業活性化事業補助金(住宅リフォーム助成)の拡充について
指摘等内容	市内の建設事業者の受注機会の向上による市内産業の活性化と市民生活の環境改善を図る目的で実施されている住宅リフォーム助成は毎年好評を博しており、120件分の予算枠(令和元年度の予算額12,200,000円、令和2年度から令和4年度の予算額12,400,000円)に対し令和元年度210件、令和2年度210件、令和3年度245件、令和4年度220件と1.8~2倍の応募状況となっている。今後より多くの市民が当事業の恩恵を受け、建設事業者の受注機会の向上が図られるよう、これまでの応募状況を検証し事業予算の拡充を図られたい。
改善措置通知日	令和5年6月30日 改善措置通知
改善措置内容	リフォーム助成については、現在の120件分(1200万円)の予算措置をしています。 本事業については、毎年多くの応募があり、抽選に漏れる方も多いことから、何件分になるかは協議中ですが、令和6年度予算から増額を検討しています。
改善措置公表日	令和5年6月30日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。